

船橋市マンション施策に関するメモ

1. 第 2 回委員会配付「船橋市住生活基本計画 (案)」記載のマンション関係施策 (イメージ)

2-2 分譲マンションの適切な管理

- ・ マンション管理士等派遣事業
- ・ マンションセミナーの開催
- ・ マンション管理組合協議会 検討
- ・ マンション管理条例 検討

2. 上記に加え必要と思われる項目

(1) マンション管理組合交流会の開催

市の主催 (又はマンション管理士会との共催) により、年 1~2 回テーマを決め、その都度広報等により市内のマンション管理組合を募集し、マンション管理組合どうしの交流を行う。

他のマンションの実情や経験を聞きたいマンションの理事は数多いが、その場がないのが現状である。この交流会は「マンション管理組合協議会」の母体あるいは中核的な人材の発掘の場ともなりうるものである。

(2) 各種助成制度の拡充及び創設

①耐震助成制度の拡充

- ・ 耐震診断費に対する助成の拡充
- ・ 耐震工事費に対する助成の創設 (現在は木造一戸建てのみ)

②大規模修繕工事に対する助成制度の創設

- ・ 劣化診断調査費に対する助成制度の創設
- ・ 設計監理費に対する助成制度の創設

③マンション再生に対する助成制度の創設

- ・ 改修か建替かの検討に関する専門家の派遣又は助成
- ・ マンション建替に関する専門家の派遣又は助成

(3) 地域におけるマンションの位置づけの明確化と支援

①マンションと地域コミュニティの交流支援

②地域防災におけるマンションの位置づけの明確化と支援

- ・ 大規模災害時のマンション住民の行動のあり方 (自助、共助、公助) の明確化
- ・ 「マンション防災マニュアル作成の手引き」の作成 (防災上マンションとして準備すべき事項等)
- ・ 地域防災においてマンションの果たすべき役割の明確化 (帰宅困難者の受入等) とその支援

以上